

算」が想定されているのである。そうであればこそ、私達は「スパイ防止法案」に隠された「危険な形で現状変革をくだてる仕掛け」（奥平康弘「懸念されるスパイ防止法案」『朝日新聞』一九八五年七月一八日付夕刊）が一体何であるかを見抜いていくためにも、繰り返し戦前の歴史を教訓とする必要がある。

Ⅲ 自民党スパイ防止法案形成の政治過程

- | | |
|---|-------|
| 1 | 林 博史 |
| 2 | 波田 永実 |
| 3 | 荒 敬 |

1 スパイ防止法制定促進運動

一 スパイ防止法制定促進国民会議の結成

スパイ防止法制定促進運動は、一九七九年二月スパイ防止法制定促進国民会議の結成をもって始まった。元号法制化が実現にむかう中で（七九年六月成立、直接的には七八年一一月の「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）をきっかけに国家機密の保護立法が課題として浮上した。日米の軍事協力を具体的にすすめていくうえで、日本側の機密保護体制の整備が課題となったのである。

国民会議は、その呼びかけ人六人中四人、運営委員の全員が、勝共連合かその別働隊である世界平和教授アカデミーのメンバーであることにもみられるように勝共連合が中心となっている。国民会議の活動資金も結成時の七九年には全収入の九八・七％を勝共連合からの寄付に頼っており、八四年までの六年間に三億七七四六万円の寄付を勝共連合からうけている（『赤旗』八五年九月三日）。

勝共の意図は、「日本政府、そして自民党は、日本の80年代に生き残る戦略は、アジアのNA TO化しないと決断し、その第一歩として機密保護法を制定、日米防衛協力指針を具体化させ、次いで有事立法、そして国家緊急権と進み、更には憲法改正までいかなければならない」（『思想新聞』一九七九年二月一日「主張」という言葉に典型的に示されている。戦後日本が得てきた平和的要素（GNP一％枠や非核三原則も含めて最終的には憲法まで）を一掃し、アジアの反共軍事同盟網を完成させ、国内の共産主義を撲滅しようというのである。その中でスパイ防止法制定は、「日本の共産化を阻止する唯一の方策」（宮下昭彦事務総長、『思想新聞』八二年元旦号）であり、自主憲法への「突破口」（国民会議機関紙『平和と安全』八〇年九月一五日）とされるのである。

スパイ防止法制定運動は、靖国神社公式参拝実現、自衛隊法改正、教育基本法改正などの運動と並んで、役割を分担しあいながらも改憲をめざす運動の一翼として始まったのである。

二 県民会議の組織化

国民会議は、初年度の活動計画について①県民会議の結成 ②地方議会での意見書議決 ③全国遊説キャラバン隊 ④講演・研修会 ⑤広報・宣伝 ⑥署名・カンパ をあげ、八〇年秋の全国大会にむけて取組みを始めた。

まず地方の組織化がすすめられた。各地で講演会、研修会をおこない、中核人物を掘りおこし、勝共のキャラバン隊（七九年八～九月）でムードづくりをすすめた。その結果、七九年一月東京三多摩会議が作られ、八〇年二月最初の県組織として富山県民会議がつくられた。八〇年一月に宮永元陸将補らの防衛庁スパイ事件が報道され、スパイ防止法へのムードづくりがおこなわれた。八〇年一月の全国代表者大会までに二五都道府県で、八一年五月には四七全都道府県に組織がつくられた。

これら地方組織を担った者をみると、三多摩会議の場合、勝共はもちろんであるが、自衛隊の外郭団体である隊友会（予備自衛官の八割を組織）と防衛協会が市町村レベルでの組織化の中心となり、自民党組織もその上について積極的に動いていることがわかる。また各県民組織について『平和と安全』によって判明した範囲でみると、勝共連合の県本部長がほぼ参加しているが、各種団体の中で最も目につくのが軍関係者である。自衛隊の外郭団体の隊友会、自衛隊父兄会、防衛協会・自衛隊協力会と旧軍関係の郷友連盟、軍恩連盟、傷痍軍人会、遺族会、金鷄会、郷友会

がそれである。宗教関係では、神社庁関係者や護国神社の官司など神社関係も多く、県によっては生長の家や仏所護念会のような右派宗教団体も参加している。もちろん自民党議員・首長や学者、文化人なども多く参加しているが、組織的には、勝共を軸としながらも自衛隊や旧軍関係団体が、運動を支えている様子がうかがわれる。

三 地元議会決議

スパイ防止法制定の意見書を初めて採択したのは高知県佐川町議会で、七九年六月一三日、自民、公明、民社の賛成（社共反対）で質疑もなく採択した。県議会では八〇年三月二八日福岡県で自民賛成、民社保留、社公共反対で採択されたのが最初である。ただその後は、八一年春ごろまで県民会議の組織化に運動の重点がおかれ、八〇年末の決議数は一一三（内県レベルは八）にとどまり、決議が本格化するのには八一年春以降になった。十分な議論もおこなわれず、大分県議会のように機動隊まで導入（八〇年九月二九日）して採択を強行するようなことまでおこない、八一年末までに九六二（一九）、八二年四月現在一二三一（二〇）と急速にすすみ、八二年十一月に一四〇一（二四）と一四〇〇台にのった。だがこれ以降はのびなやみとなり、八五年四月でまだ一四九九（二七県）にとどまっている。この決議数は、元号法制化一六八七（四六）、靖国公式参拝一五四一（三七）（八三年四月）の水準に近いが、四道府県や神奈川、愛知、兵庫など大都市を抱え

る地域で決議がない。これは自民党保守系が圧倒的多数の町村議会や保守的な県議会では、強行できるが、野党の抵抗が強くなるとなかなか強行できない、それだけ決議を支える基盤が弱いということである（民社党は当初一部で保留した場合もあるが多くの賛成、公明党はおおむね反対だが賛成にまわったことも多い、社共は反対）。

大きな都道府県での決議を得られないままであったが、千をこえる決議をうけて八二年の半ばより運動の重点は、中央政界の組織化へとすすんでいく。

四 国会議員・経済界・有識者の組織化

八二年に入り、国会議員の組織化がはかられ、五月一三日「平和と安全を守る議員協議会」設立の呼びかけが、二六人の国会議員（自民二五、民社一、春日一幸）によりおこなわれた。しかし議員の組織化はすすまず一年後の八三年五月一〇日ようやくスパイ防止法制定促進議員懇談会準備会が発足した。ただこの準備会の出席者はわずか九名にすぎず、町村金五（参院）が準備会長となった。一部の国防族議員以上に運動が広がらない状況がつづいた。

一方、八三～四年にかけて中曽根内閣のもとで日本の対米軍事技術供与や日米共同作戦計画の立案具体化がすすむ中で、ガイドラインで示された機密保護措置が急速に現実問題化していった。経済界も日米軍事協力のうえからも高度技術の秘密保護に積極的になりはじめた。そうした動き

の中で、八四年四月一八日「スパイ防止のための法律制定促進議員・有識者懇談会」が発足した。発起人には二月五日現在現職議員187人、前議員39人をはじめ、経済界や防衛関係者、外務省OB、学者・文化人などが加わっている（藤島宇内「軍事中心の権力体制の再編」『労働法律旬報』一一〇一号）。また懇談会当日には議員六八人（自民・民社）と議員代理六六人をはじめ二八三人が参加した。役員をみると岸信介を会長に幹事長箕輪登、副幹事長堀江正夫（自衛隊OB）副会長三原朝雄（元防衛庁長官）ら国防族が要職を占めている。また民社党から顧問に春日一幸が加わり、経済界からは、副会長に大槻文平日経連会長、顧問に稲山嘉寛経団連会長らが入っている。この懇談会は国防議員を中心にしながら経済人が加わった形となっている。経済界に対しては、稲山と大槻が働きかけをおこない八四年一二月には「スパイ防止法案をめぐる経済人との懇談会」を開き、大手企業70社が参加している。

この懇談会の成立以後、自党内の動きに拍車がかかり、第三次案の作成から国会提出へとすすむことになった。その点で懇談会は重要な役割を果たしたのであるが、参加した国会議員は自民党全体の半数にも及んでいない（八三年の衆参選挙の当選者計三九六〇）。元号法制化促進国会議員連盟は結成時（七八年六月）に四二五人、靖国神社公式参拝をめざす英霊にこたえる議員協議会は約三〇〇人で発足（七八年四月）、自主憲法期成議員同盟は元議員も含めるが三〇八人（八二年四月）であるのに対し、懇談会の発起人（二月五日現在ではあるが）現職一八七人、元三九人、計二二六

人にしかない。他の運動に比べても懇談会がその枠をなかなか広げきれないでいることがわかる。

五 運動の構造

スパイ防止法制定促進運動の組織者であり実践部隊であり資金源でもあるのは何よりも勝共連合である。神社本庁や生長の家などの宗教団体も支援しているが、神社本庁は靖国神社公式参拝、生長の家は、元号法制化↓「日本を守る国民会議」による改憲運動と大まかな役割分担をおこない、互いに協力しあいながら改憲をめざしている。これらの運動のメンバーは多くが重複している。

勝共とともに自衛隊や旧軍の関係団体が地方レベルの運動を担っている。これらは自民党の有力な支持基盤（たとえば日本郷友連盟約四五万人、防衛協会約六三万人、隊友会約一〇万人など、茶本繁正『ドキュメント軍拡改憲潮流』）であり、その上について自民党は動いているといえよう。

ところでスパイ防止法制定をめざす動きは、次の二層構造になっていると考えられる。

一つは勝共連合に代表されるように、憲法改正への一歩であり、特に共産党対策という反共イデオロギーを前面に出す流れである。このイデオロギッシュな反共とこれまでの保守本流の政治のあり方にも攻撃を加え、改憲へと運動をむけようとするのが、逆に自民党議員などで、国家

機密の保護措置を必要と考える者の中にも躊躇を生みだし運動の枠が広がらない要因となっている。

この第一の点がこの運動の当初からの流れであるとする、第二の流れは、八三〇四年頃よりでてきた、日米軍事協力をすすめるうえで、先端技術を含めた機密の保護を求める動きである。経済界はその代表であり、「最近は高度技術が日本から流出して大きな問題となっている。この種の問題は経済界にとっても重大な関心事であり、何らかの歯止め策を講じていかななくてはならない」（大槻文平、『平和と安全』八五年一月一日）という発言はその意図をはっきりと示している。この動きは、改憲の動きとまったく別なものとは言えないが、相対的に独自の問題として浮上したもので、八五年に入り自民党が党議決定をし国会に提出されたのもこの二つの流れが合流したことによって可能になったのである。だが、現在国会で継続審議となっている法案は、「死刑又は無期懲役」という極刑を導入したり、マスコミや一般国民をも広範に取締る内容となるなど、先端技術や純軍事的な機密保護の必要性をはるかに越えたものとなっている。

元号法制化運動の場合、元号法を象徴天皇制にも適応できる形にし、民社、公明党まで含めて広い基盤を作ったのに対し、スパイ防止法制化運動の場合、そこまで広い基盤をもちえず、内部の亀裂も無視しえない。二つの流れにくさびを打ちこむことにより運動を孤立化させる取組みが必要であり可能であることを運動の実態が示している。

2 政府―自民党の動向

一 有事法制研究の開始と日米ガイドライン

政府―自民党レベルで「国家機密法」の必要性が具体的に検討されはじめたのは、一九七七年八月、福田内閣期においてであった。福田の意をうけて、三原朝雄防衛庁長官がそれまで防衛庁内部で進められていた有事法制研究を政府レベルで取り組むよう指示したのである。それは、日米安全保障協議委員会（一九七六年七月八日）で設置された防衛協力小委員会で進められていた作業に対応していたと考えられる。すなわち、この小委員会で合意に達した「前提条件及び研究協議事項」が一九七八年一月二七日の「日米防衛協力のための指針」（いわゆる日米共同作戦のためのガイドライン）となるが、福田内閣期の有事法制研究への公然たる着手は、日米安保体制の新段階「ガイドライン」に対応した国内法体制の整備の一環として位置づけられよう。

具体的な動きとしては、一九七八年八月一七日に、竹岡防衛庁官房長が参議院内閣委員会において、新たな機密保護法制定の可能性を示唆している（「朝日」八・一八）。内容的にはこの段階では、①表現の自由などの基本的人権の制約は考えない②非常事態に関する新立法は考えない③秘密保護は自衛隊内の保全を中心に考える④防衛庁でまとめるのは自衛隊の運用に関して直接的な

ことに限り、他省庁への注文は政府レベルで検討してもらう、というものであった(「朝日」八・二二)。特に③は、ガイドラインの情報の項に「それぞれが保全に責任を持つ」とあるのに照応している(「朝日」一一・二五)。

しかし同時に、自民党総務会長であった中曽根は、有事立法問題について、有事の際に一部の人権が制限されるのは公共の福祉のために当然であり、有事立法が出来ていないのは政治の怠慢だとのべている(「朝日」八・二二)し、福田首相も、一般国民も対象に機密保護法を検討する(「朝日」一〇・二二)と発言していることは注目してよい。そして一月二八日には国防会議・閣議でガイドラインが報告了承され、それにより国内法整備の一環として「国家機密法」の制定への動きが強まってくるのである。

二 自衛隊スパイ事件と自民党第一次案

こうした政府―自民党による有事法体制の整備に絶好の口実をあたえ、拍車をかけたのは、一九八〇年一月八日、宮永幸久元陸将補らがソ連大使館員に防衛情報を提供したとして逮捕された、いわゆる自衛隊スパイ事件であった。この事件や当時問題化していた北海道レポ船事件などをきっかけに自民党は、四月二日安保調査会特別小委員会(山下元利委員長)において、「防衛秘密に関するスパイ行為等の防止に関する法律案」の要綱(第一次案)を了承した(「朝日」四・三)。し

かしこの場合も対象はまだ防衛秘密に限定されていた。自民党ではこれを九日の政調審議会で原案通り了承したが、国会提出は政府に一任していた。

当時の大平首相は、国会で機密保護法の新規立法や罰則強化には消極的姿勢を示していた。概していわゆる保守本流(現在ではまとまった政治集団としては宏池会のみか)はこれらの有事法制の問題では相対的に慎重であった。この問題が福田内閣を始点としていること(彼は岸信介―憲法改正・有事立法の総元締的存在―の後継者である)や、現在の中曽根内閣の積極的姿勢には保守本流とは異なった彼らの国家主義的体質が見てとれる。ただ保守本流あるいは党内ハト派の「合理性」も、党内基盤の弱さや、政局運営の手段として、タカ派へのリップ・サービス、あるいは取り引きの材料として、時として、強硬な姿勢をとることがあり、あくまで相対的なものと考えなければならない。(たとえば保守本流ではないがハト派の三木内閣期に靖国神社の首相参拝が始まったことや、鈴木内閣の宮沢官房長官が靖国神社の国家護持法案の制定促進を表明するというようなことを想起されたい)。

さらにこの時期以後の特徴としては、スパイ防止法の国会提出は、政府の状況判断にまかせつつも、一九八〇年六月の衆参同時選挙以来、自民党の公約にスパイ防止法制定が出てきていることである。これ以後、第一次案を基に、より具体的な作業が、党の側で進められることになるのである。

三 第二次案のとりまとめと、「スパイ防止法制定推進議員・有識者懇談会」の結成

一九八一年一〇月三〇日、自民党安全保障調査会（三原朝雄会長）は、有事立法やスパイ防止法などの法案を検討するための小委員会——法令整備小委員会（有馬元治小委員長）を設置し、第一次案を土台に次の通常国会に議員立法として提案することを決定し、作業が進められた（「朝日」一〇・三一）。この小委員会でもとめられたのが、一九八二年七月二日の「防衛秘密に係わるスパイ行為防止法案」（第二次案）であった（「朝日」七・三）。この第二次案では、第一次案を強化し、防衛秘密の定義を政府の裁量に全面的にゆだねることや、外国通報罪の要件を一般化し、典型的なスパイ行為に限定していた処罰対象を「不当な方法で防衛秘密を探知・収集した者」にも広げ、さらに単純漏えい罪——防衛秘密取り扱いを業務とする者（自衛隊員や官僚、防衛産業関係者）でなくとも「他人に漏らした者」（たとえば新聞報道）なども処罰の対象となる——を新設したことが大きな特徴である（「朝日」七・三）。

しかし、こうした動きが自民党内総体のコンセンサスを得る条件はまだまだ整っていなかったと考えられる。それは党内では一方で法案を作りながら、他方スパイ防止法制定を促進する議員協議会の結成がよびかけられたのが一九八二年の四月であったが、実際にそうした会が作られたのが一九八四年四月であったことによってもうかがうことが出来る。

だが、この「スパイ防止法制定推進議員・有識者懇談会」（国会議員六八名——自民党六五、民社

党三——の外、財界・官僚OB・右翼的文化人など計二八三名出席、会長岸信介、顧問春日一幸外一三名）の結成は重要である。この会には、政・官・財・文化人のタカ派——改憲派の代表が多く網羅されている。ここでは特に注目すべき点を二つあげてみよう。その一つは財界主流の姿勢である。一九八一年、年頭の記者会見で稲山経団連会長・永野日商会頭らは、軍事費の増大と防衛力強化を主張し、「戦争のおそれのない国」という限定をつけたものの武器輸出を認めるべきだとしている（「朝日」一・六）。財界がスパイ防止法制定に深くコミットする要因は、このような「経済の軍事化」への指向の中で、日米共同作戦の本格化につれて、戦略上の機密のみならず、日米間の兵器の共同開発や、アメリカの兵器のライセンス生産に際しての技術的な機密を保護する必要性が生じてきたことによると思われる。さらに日本の先端的な汎用技術（民生用・軍事用にも利用できる技術）の対米供与の際の機密の保護が必要とされているのである。第二に、この問題で民社党がむしろ自民党より積極的にコミットしていることである。この懇談会には春日などの民社党議員三名の外、同盟顧問の天池清次も参加しているが、民社党——同盟が軍事産業への傾斜を強めるならば、第一の財界主流の動向ともあいまって「経済の軍事化」NATOなみの国家への道が現実のものとなる可能性は小さくないと思われる。

四 中曽根内閣の登場と日米安保体制の新段階——第三次案から三・五次案へ

一九八二年一〇月の鈴木政権投げ出しの後に中曽根が首相になったのは、単にポスト佐藤の「三角大福中」の順送り人事ではない。それは七〇年代後半以後の革新の後退と保守の相対的安定という全体図の中で、保守内部での保守本流の退潮（それは革新の後退と照応している）という状況の下、中曽根が岸などの党内タカ派の支持をうけ、それに独自の総裁候補を持てない田中派が結びついてあの総裁予備選の圧勝となったと考えられる。この中曽根内閣は成立当初内務省出身者が多いことからその反動性が指摘されたが、同時に閣僚中に日韓議員連盟会員（二四名）をはじめ親韓国派が多いことも特徴である。さらに、党執行部も含めていわゆる国防族といわれる部分が、中曽根内閣の登場によって活性化してきている。しかし党内運営のために鈴木派から引きぬいた当時の田中六助幹事長は、スパイ防止法には消極的であり、それが国防族の独走をチエックしていたと思われる（彼は靖国問題にも慎重であり、対韓政策にも消極的であったことは周知のことである）。しかし、現幹事長の金丸信（田中派）は国防族の中心的人物の一人で、日本戦略研究センター（彼が防衛庁長官時代の国防関係議員、財界主脳・自衛隊OB等を含むグループ）を主催したりしており、この点においても、第二次中曽根内閣はまさに政府・党ともにスパイ防止法実現のためには「最良」の体制であるといえよう。

一九八四年八月六日、自民党の安保調査会法令整備小委員会（箕輪登小委員長）は、防衛秘密のみならず外交秘密も対象に拡げ、罰則に死刑、無期懲役を規定した「国家秘密に係わるスパイ行

為等の防止に関する法律案」（第三次案）をまとめた（「朝日」八・七）。それが八五年三月二〇日に一部修正され、四月九日に「国家機密に係わるスパイ行為等の防止に関する法律案（試案）」（三・五次案）を自民党の外交・国防・法務関係部会、調査会の合同会議で了承、正案とした（「朝日」四・一〇）。

以上のように政府―自民党の動向をあとづけてきたが、第一次案から現在の三・五次案までの経過は、守るべき機密の範囲の拡大と罪を構成する要件の一般化、罰則の極端な強化の過程であったことがわかるが、それは同時に、SDI構想（スター・ウォーズ計画）に代表される日米安保体制の新段階での共同作戦・兵器開発などの要求に対応するものであるといえよう。

3 国会提出をめぐる各界の対応

一 自民党による国会提出まで

三月二〇日、自民党国防三部会（国防、安全保障調査会、基地対策特別委員会）で修正された同法案（試案）は、四月九日、外交・国防・法務の関係七部会、調査会の合同会議で「法案」として正式決定された。同法案の部会決定は初めてであった。この合同会議では、その時開かれていた第一〇二通常国会に提出すべく政調審議会の了承など党内手続を急ぐことが確認された（『毎日新

聞』四月一〇日)。同月一日、政調審議会が持たれ、三原安保調査会長らが「マスコミなどの報道を規制するものではない。防衛上秘匿を要する外交機密に対象を限定している」と説明し、同法案は了承された。また今国会に提出するかどうかを含めて近日中に総務会に提出することを決定した(『朝日新聞』四月二日夕刊)。

同法案に対して自民党幹部が「簡単に成立するとは思っていない。国会提出にこぎつけるだけでも大変な成果だ」というように同党内部のおおかたが、将来に向けて立法化を実現する一つの布石として考えていたといえよう(『毎日新聞』五月三日)。また国防関係議員のなかでさえも「外交、防衛の基本方針は出来るだけ公開して、国会で論議しようという現行制度の建前とはあい入れない要素もある」との批判があったほどである(『朝日』六月二日)。

その後、法案はいつでも総務会にかけられる状態にあったが、総務会決定を得たのは一ヶ月半以上も後の五月二八日であった。総務会では六月初めに議員立法として提案することが決定されたのである。この間、同法の「制定促進議員・有識者懇談会」と同「国民会議」は、四月二三日、日比谷公会堂でスパイ防止法制定促進の全国総決起大会を開催し、同法案の国会提出に圧力をかけた。

他方、この時期、社共を中心とした野党や人権擁護団体など民主勢力は「国民の知る権利に対する重大な挑戦である」として厳しく批判し、自民党への反発を強めていたのである。

同法案が国会に提出されれば野党の反対で他の国会審議に影響が出る可能性があったのである。それ故、宮沢自民党総務会長らは、この点を考慮して総務会了承の手續きを見合わせていたといわれる(『毎日新聞』五月二八日夕刊)。しかし、この時期に総務会決定が行なわれたのは、一つに参院定数は正法案(所謂「六増六減案」)の今国会提出に伴って党内の協力を得る必要があったこと、二つに昨年末、防衛費の対GNP比一%枠見直しの党議決定に際して宮沢総務会長が抑えたため国防関係議員らの不満がくすぶっていたこと、そのために同法案の党内手續を進めたといわれている(『朝日新聞』五月二八日)。

自民党の総務会決定に対して野党各党は、二八日、反対の態度を表明した。社会党は、同日の国会対策委員会で「同法案は憲法で定めた国民の知る権利に反する」として国会内外の運動を強め廃案に追い込む方針を決めた。公明党も「反対」の姿勢を明らかにして、同二九日、「人権抑圧の危険性がある」と社公両党国対協議で、社会党と共同歩調をとることを決めた。共産党は以前から最も機敏に対応し、六月一日には「言論、報道の自由、国民の知る権利を圧殺し、民主権と議会制民主主義を否定する憲法じゅうりんの法案だ。国会提出自体が許されないことだ」という常任幹部会声明を発表した。民社党は党内に春日一幸常任顧問ら推進勢力が存するにもかかわらず「現状では否定的意見が多い」という状況であった(『朝日新聞』五月二九日)。同党は六月一日の中央執行委員会で党内にスパイ防止法などを「自由に討議する目的」で「防衛法制に関す

る調査特別委員会」を設置することを決定し、委員長に中村正雄常任顧問がなった。しかし河村勝衆院議員が「自民党が法案を提出したからといって、すぐに特別委を設置するのはおかしい」とクレームをつけ、同中執委は「オフレコ扱い」とした（『毎日』六月一二日付）。また社民連も情報公開の措置を強めるという立場から自民党案の「基本的考え方が狂っている」と批判を加えたのである（『朝日新聞』五月二九日、六月二日）。

また中曽根連立内閣の一方の与党である新自由クラブの河野洋平代表も、六月三日、「自民党案のなかには拡大解釈される恐れがある部分があり、党内では反対が強く、賛成しかねる内容だ」との立場を明らかにした。同日河野代表は、金丸信自民党幹事長と会見し、同法案を国会提出までに「新自クとも協議」して修正することなど同法案を「慎重に扱ってほしい」旨申し入れた（『朝日新聞』六月四日）。

しかし「国家機密法」案は、ついに六月六日、伊藤宗一郎ら国防・安保・外交関係議員一〇名によって自民党単独の議員立法として国会に上程された。第一〇二国会はすでに会期延長期間に入っており、残すところわずかに二〇日たらずであった。また野党の強い反対もあって本国会中に実質審議入りすることは難しい情勢であるとして一般には考えられていたのである。

二 「国家機密法」案の継続審議まで

国会提出されると共産党は、同六日、緊急議員団総会を開き、自民党の「暴挙に強く抗議」するとともに「悪法阻止へたたかう決意」を表明し、翌七日自民党に撤回を申し入れた（『赤旗』六月七日）。社会党も七日、国会対策委員会と同法案の国会提出に対して「あくまでも撤回を求め、撤回に応じない場合は、衆院議運委の段階で廃案に追い込む」方針を確認し、各都道府県本部に通達を出し、同法案を徹底的に糾弾する行動を展開するよう指示した（『毎日新聞』六月七日、『社会新報』六月七日）。

六月一日、社会党、護憲運動、総評、中立労連、新産別の主催のもとに「『スパイ防止法』粹碎緊急各界代表者会議」が衆議院議員第一議員会館内で開かれ、公明党の中村厳衆院議員、社民連の江田五月代表、二院クラブ・革新共闘の青島幸男副代表が、それぞれ連帯のあいさつを行った。約二〇〇名が参加したこの会議では「スパイ行為に名を借りて、国民の人権と政治行動の自由を封殺しようとするのは、民主政治に対する挑戦である」「法案の提出が、憲法改悪を先取りする中曽根流『戦後政治の総決算路線』の一環であるとの認識に立ち、同法案の即時撤回を求めてあくまで闘いぬく」とのアピールを採択し、今後の方針として同法案の粉碎に向けて広範な国民運動をつくり出していくことを決めた（『毎日新聞』六月二日、『社会新報』六月一四日）。同じ一日、共産党・統一労組懇など六十七団体の代表約百人が集まって「国家機密法阻止各界代表者会議」が開かれ、同法案の「廃案」を確認した（『朝日新聞』六月二日）。

民社党は国家機密保護のための法制整備や有事立法の必要性については基本的立場として維持していたが、一三日の国会対策委員会で同法案を廃案に追い込む方針を決定した。この時点において野党側の足並みが「廃案」でそろったのである（『朝日新聞』六月一四日）。

同一四日、東京小金井市議会は、本会議で同法案の撤回を求める決議を賛成多数で可決した。同法案の撤回を求める自治体決議は、すでに五日、京都市議会が全国にさがけて可決しており、

京都市議会「国家機密法」に反対する決議

『スパイ防止』を口実に国会に提出されようとしている『国家機密法案』は、政府の一方的判断で軍事・外交に関する事項を『国家機密』とし、これを『外国に通報』したり、『不当な方法』で探知・収集した者に『死刑』『無期懲役』を含む重刑を加えるというものである。さらに同法案が実行行為にとどまらず、『教唆・扇動』や『予備・陰謀』をも刑罰の対象にしていることは、極めて危険なものであり、憲法で保障する国民の知る権利、言論・表現の自由への重大な侵害である。

京都市議会は、このような反国民的人権抑圧立法に断固反対するものである。

一九八五年六月五日

京都市議会

注 『社会新報』六月一日付より作成、決議文は社会・公明・共産の三党共同提案。

東京都下では小金井市が初めてであった。同法案撤回の気運は自治体レベルにまで浸透しつつあったのである（『毎日新聞』『朝日新聞』ともに六月一五日）。

だが翌一五日、中曽根首相は、参院決算委員会で同法案について「憲法の問題や人権、知る権利と調和をとらなければならない」としながらも立法化の「必要性を痛感している」と積極的姿勢を示したのである（『毎日新聞』六月一六日）。

同法案に対しては、弁護士団体の「反対」が多かったのも特徴である。東京弁護士会（山本栄則会長）はすでに四月の段階で反対意見書を提出していたが、第二東京弁護士会（高橋守雄会長）も六月一日、「あいまいな構成要件で死刑や無期懲役に科するなど、罪刑法定主義に反し、また、自由な言論や報道活動を抑圧する危険がある。情勢公開を求める世論の流れに逆行する」として反対声明を公表した（『毎日新聞』六月二二日）。また二二日には全国の弁護士有志二一人が同法制定阻止を訴えるアピールを発表し、「国家機密法を理由にした基本的人権侵害を未然に防止するために国民全体が思想・信条の違いを超えて立ち上がって欲しい」と訴えた。このアピールに名を連ねた弁護士には、柏木博、和島岩吉ら元日弁連会長五人、元副会長六人のほか各地の元弁護士会長であった（『毎日新聞』六月二二日夕刊）。

五月二八日には、自由法曹団、憲法改悪阻止各界連絡会議、マスコミ関係労組などでつくる国家機密法阻止各界懇談会が世話人会議を開いて同法を「マスコミの報道や国民の言論・表現を重

罰をもって抑圧するもの」とする緊急アピールを発表し、反対運動を急速に強めていくことを確認した（『赤旗』五月二十九日）。また総評も同三一、第四回拡大評議員会で「国会機密法の国会提出を阻止する緊急決議」を行ない、「われわれ総評に結集する労働者は、日本国憲法と民主主義の根幹にたいする反動的攻撃に断固として抗議するとともに、このファシシ的悪法阻止のため総力をあげてたたかうことを表明する」態度を明らかにした。

また、中央、地方を問わず各新聞も批判、反対の論調をかかげている。たとえば「朝日新聞」（一九八〇年四月四日、八二年七月四日、八五年五月二十九日）、「毎日新聞」（八〇年四月五日、八二年七月五日、八五年五月三十一日）、「読売新聞」（八〇年四月四日、八二年七月四日、八五年五月三〇日）、「東京新聞」（八五年五月二十九日）などであり、さらに「北海道新聞」（八五年五月二十九日）「信濃毎日新聞」（八五年五月二十九日）、「新潟日報」（同五月二十九日）、「下野新聞」（同五月三〇日）、「日本海新聞」（同五月三〇日）、「山梨日日新聞」（同六月一日）、「沖縄タイムス」（同五月三十一日）、「琉球新聞」（同五月三十一日）へなお以上は筆者が確認したものであることをお断りしておくなどである。また、マスコミや文化の領域で働く労働者の集りである「全国マスコミ・文化労働組合共闘会議」も「憲法違反の言論弾圧法Ⅱ『国家機密法』に反対する声明」を八五年五月一三日に出している。さらに各自治体議会も含む多くの団体が批判、反対の動きをとりはじめている。

六月二五日は、前年の十二月一日召集以来会期二〇七日間にわたる第一〇二国会の最終日であ

った。この日、衆議院は「国家機密法」案を異例の記名投票で「継続審議」と可決した。記名投票による継続審議は三六年ぶりのことであった。新自由クラブは、同法案に「賛成しかねる」という態度をとっていたが、自民党の意向に押されて継続審議にまわった。「廃案」の立場にまわると自民党との連立が解消されるという判断であったといわれる。本会議前の議院運営委員会では新自クの甘利委員が自民党の糸川委員と差し替えとなり可否同数となった。結果は委員長の一票を加えて継続審議となったが、新自ク委員がそのまま残って反対すれば、その時点で「廃案」が決定する可能性があったのである。本会議での投票結果は次の通り。投票総数四五八。「継続」賛成は自民党・新自由国民連合二四三、無所属二の計二四五、反対は社会九七、公明五二、民社三四、共産二六、社民連三、無所属一の計二二三。その差は三二票であった。

編集・執筆者（五十音順）

氏 名	生 年	現 職
雨宮昭一（あめみや・しょういち）	1944年生	茨城大学教養部教授
荒 敬（あら・たかし）	1949年生	立教大学文学部非常勤講師
荒井信一（あらい・しんいち）	1926年生	茨城大学人文学部教授
伊香俊哉（いこう・としや）	1960年生	立教大学大学院文学研究科博士課程在籍
伊藤 悟（いとう・さとる）	1957年生	一橋大学大学院社会学研究科博士課程在籍
瀬瀬 厚（こうけつ・あつし）	1951年生	埼玉大学教育学部非常勤講師
波田永実（は た・ながみ）	1953年生	明治大学大学院政治経済学研究科博士課程在籍
林 博史（はやし・ひろふみ）	1955年生	関東学院大学経済学部講師
藤原 彰（ふじわら・あきら）	1922年生	一橋大学社会学部教授
吉見義明（よしみ・よしあき）	1946年生	中央大学商学部助教授
吉田 裕（よしだ・ゆたか）	1954年生	一橋大学社会学部講師

現代史と「国家秘密法」

一九八五年十一月一日 第一刷発行

定価 一一〇〇円

編 者 藤原 彰

雨宮 昭一

発行者 西谷 能雄

発行所 株式会社 未来社

東京都文京区小石川三―七―二

電話（〇三）八一四―五五二二

振替・東京 七―八七三―八五番

印刷 新協印刷

製本 今泉誠文社